

公立保育所の民営化について

1 はじめに

吹田市は現在、公立保育所の配慮や支援を要する児童を多く受入れているというセーフティネット的役割の維持と、民営化で見込まれる市の財政的負担の軽減を総合的に判断し、公立保育所5園の民営化に取り組んでいます。

平成 25 年 9 月、「吹田市公立保育所民営化実施計画」(以下「実施計画」)を策定し、民営化実施の基本的な考え方や、民営化する保育所選定の基本的な考え方を示し、民営化対象園の岸部保育園の保護者の皆様へは、平成 25 年の 10 月と 12 月に説明会を開催しました。

2 これまでの主な経過等

(1) 平成 26 年 3 月及び 5 月の市議会

平成 26 年 3 月開催の市議会へ移管先選定委員会を設置するため、附属機関条例の一部改正と民営化関連予算を提案。

議会から様々な御意見をいただき、より慎重に進める必要があるとの判断から条例改正案を取下げ。同年 5 月の市議会では関連予算を減額する補正予算が可決。

(2) 平成 26 年 9 月

市は、平成 28 年度を初年度とする民営化の実施時期は変更せず、保護者の理解が得られるよう説明を尽くしていくことを確認。

(3) 平成 27 年 1 月

市は、民営化実施の初年度を平成 29 年度に変更し、3 月の市議会へ提案することを決定。

(4) 平成 27 年 3 月の市議会

移管先選定委員会を設置するための附属機関条例の一部改正と、民営化関連予算を提案し、承認される。

(5) 平成 27 年 8 月

市は、7 月の市議会で公表した市長の施政方針に基づき、時間的余裕を持って事前の説明等を行うため、民営化実施年度を平成 27 年 3 月の市議会で説明した実施時期を 1 年度ずつ遅らせるとことを決定。

| 民営化実施時期 | 民営化保育所名 |
|-----------------|--------------|
| 平成 30 年 4 月 1 日 | 南保育園 |
| 平成 31 年 4 月 1 日 | 吹田保育園、藤白台保育園 |
| 平成 32 年 4 月 1 日 | 岸部保育園、西山田保育園 |

3 公立保育所民営化の考え方

(1) 子ども・子育て支援事業計画推進

現在、市民ニーズ調査を踏まえ平成 27 年 3 月に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童を解消するために民間の認可保育所や小規模保育事業を増やすとともに、留守家庭児童育成室の 6 年生までの年限延長の実現等、子育て施策のさらなる充実に取り組んでいます。

(2) 財源確保の一つの方策としての民営化

平成 16 年に行われた国の三位一体改革等の影響で、公立保育所の運営費や建設費への国の補助のほとんどが廃止されました。これにより市の負担は増大しています。民間保育所の運営等では国・府から多額の補助が見込めます。公立保育所の 1 園あたりの市の負担の軽減額は、1 園当たり年間約 8,000 万と試算しています。

(3) 民営化の進め方

子どもたちや保護者の皆様の負担が最小限になるよう、民営化の実施は次のようなスケジュールで進めていきます。

- ① 民営化実施の 1 年半前までに移管先事業者を決定。
- ② その後、当該園の保護者代表・事業者・市による三者懇談会を設置。
- ③ 民営化実施 1 年前から合同保育開始。
- ④ 民営化実施後、1 年間の引継ぎ保育。

本年 8 月、平成 29 年度を初年度としていた 5 園の民営化実施時期を 1 年先送りし平成 30 年度としたことで、1 園目の南保育園だけでなく、他の 4 園も余裕を持って説明会等を開催できるようになりました。

4 今後の岸部保育園の民営化の予定(案)

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 平成 29 年 3 月の市議会 | 民営化関連予算を提案 |
| (2) 平成 29 年 9 月頃 | 移管先選定委員会の開催 |
| (3) 平成 30 年 3 月頃 | 移管先事業者の決定 |
| (4) 平成 30 年 4 月頃 | 三者懇談会の設置 |
| (5) 平成 31 年 4 月 | 合同保育開始 |
| (6) 平成 32 年 4 月 | 民間事業者へ移管、引継ぎ保育開始 |

※必要に応じ保護者説明会は適宜開催します。